

農作物の農薬残留規制が大きく変わります

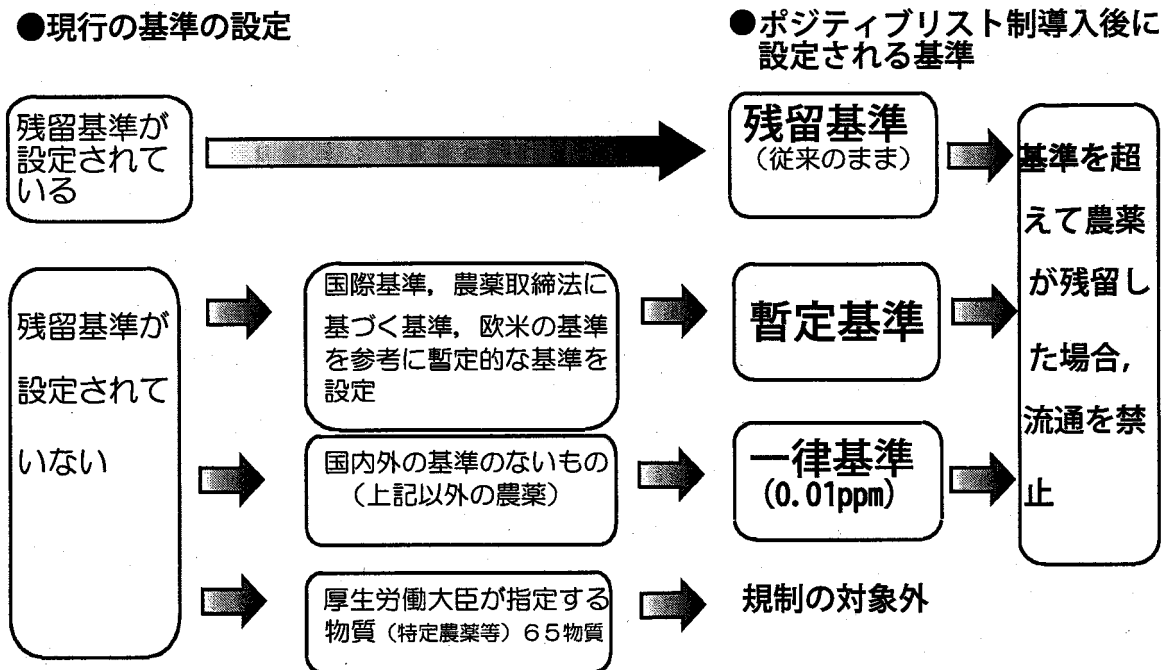
—ポジティブリスト制 平成 18 年 5 月より施行—

農産物に残留する農薬について、現在は、食品衛生法により残留基準が設定され、これを超えた農産物のみ流通が原則禁止されていますが、残留基準が設定されていない農薬は規制の対象外となっています。

このため、平成 15 年 5 月 30 日に改正された食品衛生法では、残留基準が設定されていない農薬の場合でも、一定の基準を超えて検出されると、その農産物は流通は原則禁止されることになりました（「ポジティブリスト制」の導入）。

残留基準が設定されていない農薬については、国際基準などを参考にした「暫定基準」が、また国内外の基準もないものには一律基準が設定されます。「一律基準」には人の健康を損なうおそれのない量として 0.01ppm という厳しい値が定められ、隣接ほ場から飛散したわずかの農薬が他の農作物に付着したり、防除器具の不十分な洗浄により非意図的に作物に農薬がかかるなどして、この基準を超過することがないように、農薬は従来にも増して、より一層注意して使用する必要があります。

なお、ポジティブリスト制の施行は、平成 18 年 5 月 29 日となっています。



ポジティブリスト制の具体的イメージ

● 現行制度：空らんは規制対象外

| | | 農薬A | 農薬B | 農薬C | 農薬D | 農薬E | 農薬F |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|
| 残留基準値 | 米 | 0.5ppm | 5.0ppm | | 3.0ppm | | |
| | 小麦 | 1.0ppm | | | | | |
| | ブロッコリー | 1.0ppm | 5.0ppm | 2.0ppm | | | |
| | キャベツ | 0.5ppm | 2.0ppm | | | | |
| | コマツナ | 0.5ppm | | 1.0ppm | | | |
| | イタマキ | 1.0ppm | | | | | |



● ポジティブリスト制施行：農薬と農作物ごとに基準が設定され、全て規制対象となる

| | | 農薬A | 農薬B | 農薬C | 農薬D | 農薬E | 農薬F |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|
| 基準値 | 米 | 0.5ppm | 5.0ppm | 暫定 | 3.0ppm | 一律 | 一律 |
| | 小麦 | 1.0ppm | 一律 | 暫定 | 暫定 | 暫定 | 一律 |
| | ブロッコリー | 1.0ppm | 5.0ppm | 2.0ppm | 一律 | 暫定 | 一律 |
| | キャベツ | 0.5ppm | 2.0ppm | 一律 | 一律 | 暫定 | 一律 |
| | コマツナ | 0.5ppm | 一律 | 1.0ppm | 一律 | 暫定 | 一律 |
| | イタマキ | 1.0ppm | 一律 | 暫定 | 一律 | 暫定 | 一律 |



□ : 規制対象

暫定

: 暫定基準を設定するもの（基準値は国際基準等を参考に各々設定）

一律

: 一律基準を設定するもの

【参考】ポジティブリスト制とネガティブリスト制

残留農薬等の規制の仕方には、基本的に**ポジティブリスト制**と**ネガティブリスト制**という二つの考え方があります。

ポジティブリスト制は、原則全てを禁止し、「残留を認めるもの」のみを一覧表（リスト）に示すという方式です。

一方、**ネガティブリスト制**は、原則自由で、「残留してはならないもの」を一覧表にして示すという方式で、改正前の制度はこの考えに則ったものです。